

第1章 弥生リゾート跡地をめぐる経緯と問題

昭和30年、岩木山の東南麓、岩木川左岸に位置する旧船沢村は他10カ村とともに弘前市に合併した。この旧船沢村の西部に弥生地域はある。弥生は昭和11年に36戸が入植して開拓した場所である。さらに近接した上弥生地域(旧岩木町)は、戦時下に疲弊した農業の打開策として戦後に開拓された地であった。

従来、岩木山ろくは津軽地域農家の家畜飼料採集の入会山であった。それが昭和30年代になると、大規模食料基地の形成と農業生産を主体とする地域振興を目指す農業開発地として大規模な農地造成が行われるようになった。また、精神薄弱児童施設弥生学園はじめ、さわらび園、拓光園、山郷館など諸福祉施設が次々と設立され、福祉施設の集積も図られた。

この地に初めてリゾート地としての位置づけがなされたのは、昭和44年の新全国総合開発計画を受けてのことだった。この中で、岩木高原リゾート都市構想が打ち出された。昭和46年の弘前市総合開発計画基本構想では、岩木山ろくの位置づけは『国民のための一大自然レクリエーション地域』の一角へと大きく移行することとなる。また昭和50年には岩木山の概ね標高300m以上の部分が「津軽国定公園」に指定された。

昭和51年、岩木山ろく弥生地区に「弥生いこいの広場」がオープンする。これにより岩木山ろくは「弥生いこいの広場」を中心として「健全な観光、レクリエーション地域」とするために総合的かつ計画的に整備を促進する場所とされていく。さらに昭和62年リゾート法が制定されたことを受け、青森県は弘前市を含む津軽地域の8市町村を対象とする「津軽岩木リゾート構想」を策定した。そして岩木山弥生地区もこのリゾート構想における重点整備地区として位置づけられるに至る。こうして弥生地区は現在の弥生リゾート跡地問題の舞台へと移行していったのである。

平成2年、リゾート法に基づいて国から「津軽岩木リゾート構想」が承認され、リゾート開発を積極的に推進するために第3セクター・弘前リゾート開発(株)も設立された。構想のメインとなったのは大型スキー場の建設であった。当初は建設促進に向けて市民も盛り上がりを見せていたが、やがて自然保護・景観保全などを訴える市民団体が発足、活発な反対署名運動も同時に巻き起こることとなった。各新聞の投稿欄では毎日のように賛成者と反対者が書面でぶつかり合った。

そして平成8年、政局の変化の影響もありスキー場計画は頓挫した。周辺のリゾート関連の計画でも当初の計画通り進展しているものはなくなった。弘前リゾート開発(株)も解散に追い込まれ、跡地を買い取った市による新たな計画が持ち上がるも、やはり市民運動の高まりにより事業は硬直化し、リゾート跡地をめぐる利用構想は混迷を極めることとなる。しかし平成18年の弘前市長選挙で、弥生リゾート跡地に大型箱もの施設を作らないことを公約した現・相馬鋁一市長が当選したことにより、弥生リゾート跡地をめぐる構想は中止に至ることになる。

最後に工事の手が入ってから7年が経過、弥生リゾート跡地は少しずつ自然の状態へと戻っていている。しかし跡地内部には着工箇所がいくつか残るなど、もはや完全に自然の状態に戻ることはない。この場所と市民は今後どのように向き合い関わっていくべきか、本報告書はその利活用方策検討のための前提条件を探ることを目的とするものである。